

平成30年3月2日

報道関係各位

第1回南島原市議会定例会に 議案を追加上程しました

平成30年第1回南島原市議会定例会に別添の議案を追加上程しました。

[配布資料]

議案 ※別添のとおり

担当部署	総務部 総務課	担当者	小玉 博邦
直通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 		検索ワード	
担当者 連絡先			

平成30年第1回南島原市議会 定例会

(追加議案) 参 考 資 料

○議案の概要〔P1〕

南島原市

平成30年第1回南島原市議会定例会 追加議案

議案第31号 南島原市世界遺産影響評価委員会条例の制定について 企 画 振 興 部
世 界 遺 産 推 進 室

【新規制定】

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である原城跡及びその緩衝地帯で実施する当該遺産に影響を与える可能性のある事業に関して、影響評価を行うため、南島原市世界遺産影響評価委員会を設置するもの。

議案第32号 平成29年度南島原市一般会計補正予算(第6号)

総 務 部
財 政 課

* 補正額 2億5,017万1千円増

* 国の平成29年度補正予算(第1号)に伴う小学校施設整備、県営農業施設整備及び下水道事業特別会計の浸水対策事業に要する経費について計上するもの。

議案第33号 平成29年度南島原市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

水 道 部
下 水 道 課

* 補正額 2,860万円増

* 国の平成29年度補正予算(第1号)に伴う浸水対策事業に要する経費及び繰越明許費を増額するもの。

議案第31号

南島原市世界遺産影響評価委員会条例の制定について

南島原市世界遺産影響評価委員会条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月2日提出

南島原市長 松本政博

提案理由

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である原城跡及びその緩衝地帯で実施する当該遺産に影響を与える可能性のある事業に関して、影響評価を行うため、南島原市世界遺産影響評価委員会を設置するもの。

南島原市世界遺産影響評価委員会条例

(設置)

第1条 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である原城跡及びその緩衝地帯で実施する当該遺産に影響を与える可能性のある事業に関して、影響評価を行うため、南島原市世界遺産影響評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である原城跡及びその緩衝地帯で実施する当該遺産に影響を与える可能性のある事業に関して、影響評価を行い、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内をもって組織し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、企画振興部世界遺産推進室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年南島原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会 委員	日額	6,000
------------------------	----	-------

」

を

「

史跡原城跡・日野江城跡専門委員会 委員	日額	6,000
世界遺産影響評価委員会委員	日額	6,000

」

に改める。

南島原市世界遺産影響評価委員会条例 新旧対照表

南島原市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）（附則第2項関係）

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
職名	区分	報酬額（円）	職名	区分	報酬額（円）
（略）			（略）		
史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員	日額	6,000	史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員	日額	6,000
世界遺産影響評価委員会委員	日額	6,000			
（略）			（略）		

平成29年度南島原市一般会計補正予算（第6号）

平成29年度南島原市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250,171千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,381,479千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年3月2日提出

南島原市長 松本政博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		157,062	2,400	159,462
	1. 分担金	7,122	2,400	9,522
14. 国庫支出金		3,267,828	26,560	3,294,388
	2. 国庫補助金	412,138	26,560	438,698
19. 繰越金		1,824,791	32,611	1,857,402
	1. 繰越金	1,824,791	32,611	1,857,402
21. 市債		4,346,100	188,600	4,534,700
	1. 市債	4,346,100	188,600	4,534,700
歳 入	合 計	34,131,308	250,171	34,381,479

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		1,464,369	74,826	1,539,195
	1. 農業費	1,241,969	74,826	1,316,795
8. 土木費		2,830,713	1,500	2,832,213
	5. 都市計画費	443,631	1,500	445,131
10. 教育費		3,201,110	173,845	3,374,955
	2. 小学校費	775,137	173,845	948,982
歳 出	合 計	34,131,308	250,171	34,381,479

第 2 表 繰越明許費補正

(追加) 単位：千円

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	雲仙グリーンロード耐震対策事業	5,626
6 農林水産業費	1 農業費	県営ため池整備事業	19,200
10 教育費	2 小学校費	加津佐小学校普通教室空調整備事業	32,531
10 教育費	2 小学校費	野田小学校普通教室空調整備事業	28,795
10 教育費	2 小学校費	南有馬小学校普通教室空調整備事業	40,264
10 教育費	2 小学校費	有馬小学校普通教室空調整備事業	29,691
10 教育費	2 小学校費	西有家小学校普通教室空調整備事業	42,564

(変更) 単位：千円

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤整備事業	1,500	農業生産基盤整備事業	79,875

第 3 表 地方債補正

(変更)

単位：千円

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業 (合併特例事業債)	282,400	証書借入	年4% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	331,300	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
小学校施設整備・改修事業 (合併特例事業債)	370,500	同上	同上	同上	510,200	同上	同上	同上
計	4,346,100	—	—	—	4,534,700	—	—	—

南島原市一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
12. 分担金及び負担金	157,062	2,400	159,462
14. 国庫支出金	3,267,828	26,560	3,294,388
19. 繰越金	1,824,791	32,611	1,857,402
21. 市債	4,346,100	188,600	4,534,700
歳 入 合 計	34,131,308	250,171	34,381,479

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 農林水産業費	1,464,369	74,826	1,539,195	0	48,900	2,400	23,526
8. 土木費	2,830,713	1,500	2,832,213	0	0	0	1,500
10. 教育費	3,201,110	173,845	3,374,955	26,560	139,700	0	7,585
歳 出 合 計	34,131,308	250,171	34,381,479	26,560	188,600	2,400	32,611

2 歳入

(款) 12 分担金及び負担金 (項) 1 分担金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 農林水産業費分担金	4,202	2,400	6,602	1. 農業費分担金	2,400	農村整備課 2,400 県営地域ため池総合整備事業分担金 2,400
計	7,122	2,400	9,522			

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

6. 教育費国庫補助金	55,902	26,560	82,462	1. 小学校費国庫補助金	26,560	教育総務課 26,560 学校施設環境改善交付金(小学校) 26,560
計	412,138	26,560	438,698			

(款) 19 繰越金 (項) 1 繰越金

1. 繰越金	1,824,791	32,611	1,857,402	1. 前年度繰越金	32,611	財政課 32,611 前年度繰越金 32,611
計	1,824,791	32,611	1,857,402			

(款) 21 市債 (項) 1 市債

3. 農林水産業債	309,100	48,900	358,000	1. 農業施設整備事業債	48,900	財政課 48,900 農業基盤整備事業債(合併特例債) 48,900
6. 教育債	577,000	139,700	716,700	1. 小学校債	139,700	財政課 139,700 小学校施設整備・改修事業債(合併特例債) 139,700
計	4,346,100	188,600	4,534,700			

3 歳 出

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		事 業 説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
6. 農村整備費	501,951	74,826	576,777		48,900	2,400	23,526	19. 負担金補助及び交付金	74,826	農業生産基盤整備事業 農村整備課 県営土地改良事業負担金 農道整備事業 農村整備課 雲仙グリーンロード耐震対策事業負担金 ため池・井堰等整備事業 農村整備課 県営ため池整備事業負担金	50,000 50,000 50,000 5,626 5,626 5,626 19,200 19,200 19,200
計	1,241,969	74,826	1,316,795		48,900	2,400	23,526				

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

2. 下水道費	416,144	1,500	417,644				1,500	28. 繰出金	1,500	下水道事業特別会計費 下水道課 下水道事業特別会計繰出金	1,500 1,500 1,500
計	443,631	1,500	445,131				1,500				

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	670,182	173,845	844,027	26,560	139,700		7,585	13. 委託料	1,822	小学校施設整備・改修事業 教育総務課	173,845 173,845
								15. 工事請負費	172,023	測量設計監理委託料 学校改修工事費	1,822 172,023
計	775,137	173,845	948,982	26,560	139,700		7,585				



平成29年度南島原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度南島原市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ670,469千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年3月2日提出

南島原市長 松本政博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		67,100	14,300	81,400
	1. 国庫補助金	67,100	14,300	81,400
5. 繰入金		416,144	1,500	417,644
	1. 繰入金	416,144	1,500	417,644
8. 市債		81,200	12,800	94,000
	1. 市債	81,200	12,800	94,000
歳 入	合 計	641,869	28,600	670,469

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 下水道事業費		303,119	28,600	331,719
	1. 下水道整備費	191,297	28,600	219,897
歳 出	合 計	641,869	28,600	670,469

第 2 表 繰越明許費補正

(変更)

単位：千円

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 下水道事業費	1 下水道整備費	浸水対策事業	26,100	浸水対策事業	54,700

第3表 地方債補正

(変更) 単位：千円

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	81,200	証書借入	年4%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	94,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	81,200	—	—	—	94,000	—	—	—

南島原市下水道事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	67,100	14,300	81,400
5. 繰入金	416,144	1,500	417,644
8. 市債	81,200	12,800	94,000
歳入合計	641,869	28,600	670,469

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 下水道事業費	303,119	28,600	331,719	14,300	12,800	1,500	0
歳 出 合 計	641,869	28,600	670,469	14,300	12,800	1,500	0

2 歳入

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 下水道費国庫補助金	67,100	14,300	81,400	1. 公共下水道事業費 補助金	14,300	下水道課 社会資本整備総合交付金
計	67,100	14,300	81,400			

(款) 5 繰入金 (項) 1 繰入金

1. 一般会計繰入金	416,144	1,500	417,644	1. 一般会計繰入金	1,500	下水道課 一般会計繰入金
計	416,144	1,500	417,644			

(款) 8 市債 (項) 1 市債

1. 下水道債	81,200	12,800	94,000	1. 下水道事業債	12,800	下水道課 下水道事業債
計	81,200	12,800	94,000			

3 歳 出

(款) 2. 下水道事業費 (項) 1. 下水道整備費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		事 業 説 明
				特 定 財 源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 下水道施設整備費	191,297	28,600	219,897	14,300	12,800	1,500		13. 委託料	28,600	浸水対策事業 28,600 下水道課 28,600 下水道工事業務委託料 28,600
計	191,297	28,600	219,897	14,300	12,800	1,500				



